

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第（55）号）（環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、ふん尿及び犬、猫等の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料の適正化を図る必要があるため、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 ふん尿及び犬、猫等の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料の改定

区 分			単 位	手 数 料			
				改正前	改正後		
ふん尿	下水道処理区域の場合等	人数に基づき算定する場合	便所を使用する者（以下「使用者」という。）が2人以内のとき。	1月	円 2,100	円 2,160	
			使用者が3人以上のとき。	1人につき1月	1,050	1,080	
		収集量に基づき算定する場合	定期的 に収集 する とき。	1月の収集量が200リットル以下のとき。	1月	4,500	4,620
			1月の収集量が200リットルを超えるとき。	1月100リットルまでごと	2,250	2,310	
	臨時に 収集 する と き。	1月の収集量が200リットル以下のとき。	1回	4,500	4,620		
		1月の収集量が200リットルを超えるとき。	1回100リットルまでごと	2,250	2,310		
	その他の場合	人数に基づき算定する場合	便所を使用する者（以下「使用者」という。）が2人以内のとき。	1月	900	920	
			使用者が3人以上のとき。	1人につき1月	450	460	
		収集量に基づき算定する場合	定期的 に収集 する とき。	1月の収集量が200リットル以下のとき。	1月	1,900	1,950
			1月の収集量が200リットルを超えるとき。	1月100リットルまでごと	950	970	
臨時に 収集 する と き。	1月の収集量が200リットル以下のとき。	1回	1,900	1,950			
	1月の収集量が200リットルを超えるとき。	1回100リットルまでごと	950	970			
犬、猫等の死体			1体	4,600	4,730		

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

この条例による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1ふん尿の項の規定（定期的に収集するときに係る部分に限る。）は、平成26年4月16日以後に収集するふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料（定期的に収集するときに係る部分に限る。）について適用し、同日前に収集する場合の手数料については、なお従前の例によります。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第(55)号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1ふん尿の項中	2, 100	を	2, 160	に改め, 同表
	1, 050		1, 080	
	4, 500		4, 620	
	2, 250		2, 310	
	4, 500		4, 620	
	2, 250		2, 310	
	900		920	
	450		460	
	1, 900		1, 950	
	950		970	
	1, 900		1, 950	
	950		970	

犬, 猫等の死体の項中「4, 600」を「4, 730」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1ふん尿の項の規定(定期的に収集するときに係る部分に限る。)は, 平成26年4月16日以後に収集するふん尿の収集, 運搬及び処分に係る手数料(定期的に収集するときに

係るものに限る。以下同じ。) について適用し、同日前に収集するふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

(環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課)